

終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅に係る加齢対応構造等のチェックリスト
【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条本文に規定する基準】

1. 申請事業の内容

☒ 新築

☐ 改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第57条第1項第2号に規定する基準をそのまま適用することが適当でない認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別記様式2の2(千葉県版)の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。

※記載例

2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等		資料番号・ 該当ページ
A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から第8号までに規定する基準】						
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。		■ 適合 □ 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照			
二 廊下の幅				※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
主たる廊下の幅は、78cm以上 (柱の存する部分にあっては、75cm以上)		■ 適合 → □ 非適合 →	廊下の有効幅員 180cm			
三 出入口の幅				※内法寸法を記載すること		
主たる居室の出入口の幅は75cm以上		■ 適合 → □ 非適合 →	主たる居室の出入口の幅 110cm		共用食堂	
浴室の出入口の幅は60cm以上		■ 適合 → □ 非適合 →	浴室の出入口の幅 75cm		2F浴室2	
四 浴室						
浴室の短辺は130cm以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、120cm以上)		□ 一戸建て ■ 一戸建て以外 ■ 適合 → □ 非適合 →	浴室の短辺 200cm ※内法寸法を記載すること		2F浴室2	
面積は2㎡以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、1.8㎡以上)		□ 一戸建て ■ 一戸建て以外 □ 適合 → □ 非適合 →	浴室の面積 4.00㎡ ※内法寸法を記載すること		2F浴室2	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。		■ 住戸内に階段はなく該当しない		Bの1(3)記載参照		
T≥19.5(T:踏面の寸法[cm])		□ 適合 □ 非適合				
R÷T≤22÷21(R:けあげの寸法[cm])		□ 適合 □ 非適合				
55≤T+2R≤65		□ 適合 □ 非適合				
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。		□ 主たる共用の階段はなく該当しない		住戸階の エレベーター利用		
T≥24(T:踏面の寸法[cm])		■ 適合 → □ 非適合 →	□ あり →		踏面の寸法 26cm	
55≤T+2R≤65(R:けあげの寸法[cm])		■ 適合 → □ 非適合 →	□ なし		けあげの寸法 18.3cm (踏面)+(けあげ)×2= 63cm	
七 以下には手すりを設けること				住戸内についてはBの1(4)記載参照		
便所		■ 適合 □ 非適合				
浴室		■ 適合 □ 非適合				
住戸内の階段		■ 適合 □ 非適合 □ 該当部位なし				
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。		□ 該当しない ■ 適合 □ 非適合		Bの2(3)記載参照		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準】				
1 住宅の専用部分(各住戸内)に係る基準				
(1) 段 差 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。))を除く。))にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	■ 基準範囲内で適合 → □ 基準範囲を超え非適合 →	≪①～⑥を除く日常生活空間の床≫ ■ 5mm高を超える段差が生じない ≪①～⑥に該当する日常生活空間の床≫ ■ ①～⑥に該当なし □ ①～⑥に該当あるが下記のとおり適合 □ ①～⑥に該当あり下記のとおり非適合	
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	■ 該当部位なし □ 段差あるが左欄をみだし適合 → □ 段差があり左欄をみださず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
	② 玄関の上がりかまちの段差	■ 該当部位なし □ 該当部位あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	■ 該当部位なし □ 該当部位あり		
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。	■ 該当部位なし □ 該当あり 左欄a～eをみだし適合 → □ 該当あり 左欄a～eをみださず非適合 →	該当部位の段差 mm 段差部位の面積 m2 居室全体の面積 m2 段差部位長辺の長さ mm 段差部位がその他より □ 高い □ 低い	
	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	■ 該当部位なし □ 段差あるが左欄をみだし適合 → □ 段差があり左欄をみださず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 □ 単純段差 → 段差の高さ mm □ またぎ段差 → 浴室内外の高低差 mm またぎ高さ mm てすり設置 □ 設置済み	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるもの)に限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	■ 住戸内にバルコニーは無く該当しない □ 段差なし □ 段差あるが接地階を有する住戸のみ □ 段差あるが左欄a～cをみだし適合 → □ 段差があり左欄a～cをみださず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 □ 単純段差 □ またぎ段差 手すり設置 □ 設置済み □ 設置可能 □ なし 踏み段有無 □ なし □ 1段 □ 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm かまちと室内床面との段差 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm	
	ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。		≪①～⑥を除く日常生活空間外の床≫ ■ 段差なし ≪①～⑥に該当する日常生活空間外の床≫ ■ ①～⑥に該当なし □ ①～⑥に該当あるが許容範囲内 □ ①～⑥に該当あり許容範囲を超え非適合	
	① 玄関の出入口の段差			
② 玄関の上がりかまちの段差	■ 基準範囲内で適合 → □ 基準範囲を超え非適合 →			
③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差				
④ バルコニーの出入口の段差				
⑤ 浴室の出入口の段差				
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差				

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(2) 通路及び出入口の幅員 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上であること。	☐ 該当部位なし ☒ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 1000 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm	103号室通路部分
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 850 mm 浴室出入口の有効幅員 mm	103号室
(3) 階 段 ※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあつては、この限りではない	☒ 住戸内に階段は無く該当しない ☐ 階段あるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /	
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。	☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= 蹴込みの寸法 mm	
	ロ 蹴込みが30mm以下であること。			
	ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分		☐ 回り階段ではない ☐ 以下に該当しない回り階段 ☐ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段	
(4) 手すり ※専用住戸内部	イ 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。	☒ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
	(い) 空間 (ろ) 手すりの設置の基準			
	階段	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベーターも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	浴室	☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	玄関	☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	脱衣所	☐ 住戸内に脱衣室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	☒ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
	(い) 空間 (ろ) 手すりの設置の基準			
	バルコニー	☐ 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) ☒ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 住戸内にバルコニーなし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ☐ 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ 1100 mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
	2階以上の窓	☐ 該当しない → (窓台等の高さが800mm以上の場合を含む) ☒ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ☐ 窓台等の高さが800mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ 850 mm 手すりの窓台等からの高さ mm 2F:手すりの床面からの高さ mm 3F以上:手すりの床面からの高さ mm	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準				対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(4) 手すり ※専用住戸内部		廊下及び階段 (開放されている側に限る)	① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面(階段にあつては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	■ 該当しない → (腰壁等の高さが800mm以上の場合を含む) □ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	□ 住戸内に開放廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下 □ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし □ 腰壁等の高さが800mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
		ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあつては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。			■ 該当しない → □ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	□ 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 mm
(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部			■ 住戸内に階の別はなく該当しない □ 階の別はあるが同一階にあり、適合 □ 同一階になく非適合		
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。			■ 適合 → □ 非適合	■ 腰掛け式便器を使用	
	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。				※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。			■ 左欄①をみたして適合 → □ 左欄②をみたして適合 → □ 左欄①②をみたさず非適合 →	長辺の内法寸法 1500 mm 便器と壁の距離 800 mm	
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。			■ 左欄をみたして適合 → □ 左欄をみたさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法) 10 m2	
2 住宅の共用部分に係る基準						
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。			□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ■ 適合 □ 非適合		
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。			■ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合		
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあつては、次に掲げる基準に適合していること。			■ 共用廊下に高低差がない為該当しない □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合		
	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあつては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。			□ 左欄をみたして適合 → □ 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm □ 傾斜路のみで対応 □ 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1 /	
	② 段が設けられている場合にあつては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。			□ 適合 □ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	※(2)イ①から④	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 左欄①②をみたして適合 → □ 左欄①②をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm		
		② 蹴込みが30mm以下であること。	□ 左欄②をみたして適合 → (段差が1段(単純段差)の場合)	蹴込みの寸法 mm		
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 左欄③④をみたして適合 → □ 左欄③④をみたさず非適合 →	最上段食い込み □ なし □ あり 最下段突出部分 □ なし □ あり 手すりの設置 □ 片側 □ 両側 手すりの踏面からの高さ mm		
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。				
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。			■ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 □ 片側 ■ 両側 手すりの床面からの高さ 750 mm	
① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分			■ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:		
② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分			□ 該当部位で手すり設置を回避した → ■ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合していること。	■ 該当しない → ☐ 適合 ☐ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ■ 開放された共用廊下なし ☐ 存在するが1階のため適用外	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	■ 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) ☐ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	■ 該当しない → ☐ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 mm	
	次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当する共用階段なし(平屋建て等) ■ 全適合 ☐ 部分適合 ☐ 非適合		
(2) 主たる共用の階段	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあつては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	■ 適合 → ☐ 非適合	☐ 住戸階におけるエレベーター利用可 ☐ 住戸階におけるエレベーター利用不可	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	■ エレベーター利用可であり該当しない ☐ 左欄①②をみたして適合 → ☐ 左欄①②をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)×2+(踏面)= mm 蹴込みの寸法 mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。			
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	■ 左欄③④をみたして適合 →	最上段食い込み ■ なし ☐ あり 最下段突出部分 ■ なし ☐ あり	
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄③④をみたさず非適合 →	手すりの設置 ■ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ 750 mm	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあつては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。	■ 該当しない →	☐ 開放された階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ■ 存在するが主として避難用	
(3) エレベーター	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	☐ 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) ☐ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	☐ 該当しない → ☐ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	☐ 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 mm	
	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、 住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、 エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	☐ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階 (左の基準①) ■ 左2～3行目をみたして適合 → ☐ 非適合 (左の基準②) ☐ 該当部位なし(2)EV使わず出入口 ■ イ～ハをみたす経路あり適合 ☐ 非適合	←以下及びイ～ハ記入なしで可 ■ エレベーターで出入口階に到達 ☐ 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ～ハ記入なしで可	
	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。	■ 適合 ☐ 非適合		
	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	■ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合	エレベーター出入口の有効幅員 1000 mm	
	② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。	■ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合	確保できる正方形の一辺の長さ 1800 mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	■ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	☒ 高低差がなく該当しない ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合		
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路と段の併設で対応(③に記述) ☐ 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1／ 設けた傾斜路有効幅員 mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの床面からの高さ mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	☐ 適合→ ☐ 非適合	設けた傾斜路有効幅員 0 mm 設けた段の有効幅員 mm	
	※(2)イ①から④	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄①②をみたして適合 → ☐ 左欄①②をみたさず非適合 ☐ 左欄②をみたして適合 → (段差が1段(単純段差)の場合) ☐ 左欄③④をみたして適合 → ☐ 左欄③④をみたさず非適合	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)×2+(踏面)= mm 蹴込みの寸法 mm 最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)※において終身賃貸事業を行う場合は、以下の(4)についてもご回答ください。該当しない場合は回答は不要です。 ※賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅				
(4) 便所及び浴室	共同居住型賃貸住宅にあっては、共用部分に存する便所及び浴室が前項に掲げる基準に適合していること。	☐ 共同居住型賃貸住宅において終身建物賃貸借事業を行う場合 → 以下の項目を満たすこと ☐ それ以外の場合 → 以下の項目は回答不要		
	便所が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合していること。※前項に掲げる基準	☐ 該当しない→	☐ 共用部分に便所がない	
	イ 床が段差のない構造であること。	☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合		
	ロ 出入口の幅員(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm以上であること。	☐ 左欄を満たして適合→ ☐ 左欄を満たさず非適合→	出入口の有効幅員 mm	
	ハ 便所が特定寝室の存する階にあること。	☐ 住戸内に階の別はなく該当しない ☐ 階の別はあるが同一階にあり、適合 ☐ 同一階になく非適合		
	ニ 次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、便器が腰掛け式であること。	☐ 適合 → ☐ 非適合	☐ 腰掛け式便器を使用	
	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 mm	
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	便器と壁の距離 mm	
	ホ 立ち座りのための手すりが設けられていること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	浴室が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合していること。※前項に掲げる基準	☐ 該当しない→	☐ 共用部分に浴室がない	
	イ 浴室の規模が次に掲げる基準に適合していること。			
	①短辺が130cm以上(一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、120cm以上)であること	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 cm	
②面積が2㎡以上(一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、1.8㎡以上)であること	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 ㎡		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
		ロ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの以外に、段差のない構造であること。	☐ 該当部位なし ☐ 段差あるが左欄許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 単純段差 段差の高さ mm ☐ 手すり設置の場合 浴室内外の高低差 またぎ高さ mm	
		ハ 浴槽出入りのための手すりが設けられていること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
		ニ 浴室の出入口の幅(開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とする)が600mm以上であること。	☐ 適合 ☐ 非適合	浴室出入口の有効幅員 mm	

本書類の 作成者	氏 名			作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。 建築士資格の種類と登録番号を明記してください 建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	
	資 格	建築士免許の種類			登録番号
		建築士事務所の名称			登録番号
	所 属 事務所	住所			
		電話			